

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第2条 本会が行う慶弔は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 死亡に対する弔慰（以下「弔慰」という。）
- (2) 入院又は災害に対する見舞（以下「見舞」という。）
- (3) 結婚、子女誕生に対する祝い（以下「慶祝」という。）

(慶弔の対象者)

第3条 慶弔の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会の役員
- (2) 本会の評議員
- (3) 本会の職員（試用期間中の職員は除く。）又はその配偶者並びに一親等親族

(慶弔の内容)

第4条 前2条の規定により実施する慶弔の内容は、別表のとおりとする。

(慶弔の実施)

第5条 慶弔は、慶弔事由の発生を知った後、適当な時期を選んで速やかに実施するものとする。

(特別な慶弔)

第6条 会長は、次の各号に掲げる事由により特別な慶弔を実施する必要があると認めるときは、当該各号に掲げる慶弔を実施することができる。

- (1) 第3条各号に規定する者以外の者で、本会の活動に多大な功績があったと認められる者が第2条第1号及び第2号に規定する慶弔のいずれかに該当することとなったとき 必要な慶弔
- (2) 第4条の規定にかかわらず、別表中その他の慶弔欄に規定する慶弔以外の慶弔を実施する必要があると認めるとき その他の慶弔

(規程の改正又は廃止)

第7条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会において決定する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成29年3月22日）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会慶弔規程（昭和48年4月1日）は廃止する。

附 則（令和6年9月1日）

(施行期日)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者	種類	基準	慶弔費	その他の慶弔
第3条第1号に該当する者	弔慰	本人が死亡したとき。	30,000円	生花
		配偶者が死亡したとき。	5,000円	
	見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が2週間以上（休日を含む。以下同じ。）にわたるとき。	5,000円	
		地震、火災又は風水害等により住居が半壊若しくは半焼以上又は床上浸水若しくは土砂堆積の被害を受けたとき。		
第3条第2号に該当する者	弔慰	本人が死亡したとき。	10,000円	
		配偶者が死亡したとき。	5,000円	
	見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が2週間以上にわたるとき。	5,000円	
第3条第3号に該当する者	弔慰	本人が業務上の事由により死亡したとき。	50,000円	生花
		本人が業務外の事由により死亡したとき。	30,000円	生花
		配偶者又は一親等親族が死亡したとき。	10,000円	生花
	見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が2週間以上にわたるとき。	5,000円	
		地震、火災又は風水害等により住居が半壊若しくは半焼以上又は床上浸水若しくは土砂堆積の被害を受けたとき。		
	慶祝	本人が結婚したとき。	10,000円	
		本人、又はその配偶者が出産したとき。	第1子 10,000円 第2子以降 20,000円	